

大和市告示第40号

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月22日

大和市長 大 木 哲

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱（平成24年大和市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

第8条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第7条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、奨励金の交付対象者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により奨励金の交付対象者が暴力団等に該当する場合は、前条の規定を準用する。

別表中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。